

I 利用の前に

1 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業統計調査の目的は、製造業に属する事業所の従業者数、製造品出荷額等を調査し、工業の実態を明らかにするとともに、工業に関する施策の基礎資料を得ることである。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される。

(3) 調査の期日

平成 25 年工業統計調査の期日は、平成 25 年 12 月 31 日現在である。

(4) 調査の対象

工業統計調査の対象は、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月 6 日総務省告示第 618 号）に掲げる「大分類 E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く）である。

(5) 調査の方法

工業統計調査は、従業者 30 人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、申告者(事業所の管理責任者)の自計申告により行われる。

(6) 調査事項一覧

甲調査(従業者が30人以上の事業所)	乙調査(従業者が29人以下の事業所)
<ul style="list-style-type: none">・事業所の名称及び所在地・本社又は本店の名称及び所在地・他事業所の有無・経営組織・資本金額又は出資金額・従業者数・常用労働者毎月末現在数の合計・現金給与総額・原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額・有形固定資産・リース契約による契約額及び支払額・製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額・製造品の出荷額、在庫額等・酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税の合計額・製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合・主要原材料名・作業工程・工業用地及び工業用水	<ul style="list-style-type: none">・事業所の名称及び所在地・本社又は本店の名称及び所在地・他事業所の有無・経営組織・資本金額又は出資金額・従業者数 ・現金給与総額・原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額 ・製造品出荷額等・酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税の合計額・製造品出荷額に占める直接輸出額の割合・主要原材料名及び簡単な作業工程

2 集計項目の説明

(1) 事業所数

平成 25 年 12 月 31 日現在の事業所の数である。事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

平成 25 年 12 月 31 日現在の常用労働者と個人事業主及び無給家族従業者の合計である。

① 常用労働者とは、次のうちいずれかに該当する者をいい、「正社員、正社員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

ア 期間を決めず、または 1 か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は 1 か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、11 月と 12 月にそれぞれ 18 日以上雇われた者

ウ 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者などで、上記ア、イに準じる者

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

a. 「正社員、正社員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」と呼ばれている者をいう。ただし、他企業に出向・派遣している者を除く。

b. 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

c. 「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

② 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族のうち無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族のうち手伝い程度のもものは含まない。

(3) 現金給与総額

平成 25 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間（以下平成 25 年 1 年間という。）に常用労働者のうち雇用者（「正社員、正社員等」及び「パート・アルバイト等」をいう。）に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当や出向・派遣受入者に係る支払額、出向させている者に対する負担額などをいう。

(4) 原材料使用額等

平成 25 年 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

② 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

③ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

④ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。

⑤ 転売した商品の仕入額とは、平成 25 年 1 年間において、実際に売り上げた転売品(他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)に対応する仕入額をいう。

(5) 製造品出荷額等

平成 25 年 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額である。

なお、内国消費税額とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税をいう。ただし、消費税は調査項目に含まれないため、推計により算出している。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む。)を、平成 25 年 1 年間にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)
 - ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、平成 25 年 1 年間に返品されたものを除く)
- ② 加工賃収入額とは、平成 25 年 1 年間に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- ③ その他収入額とは、上記①及び②以外(例えば、転売収入(仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等)の収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(7) 有形固定資産

平成 25 年 1 年間における数値であり、帳簿価額によっている。

- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。
 - ア 土地
 - イ 建物及び構築物(土木設備、建物附属設備を含む)
 - ウ 機械及び装置(附属設備を含む)
 - エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等
- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- ③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額である。

3 集計項目の計算式

- (1) 粗付加価値額＝製造品出荷額等－原材料使用額等－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)
- (2) 生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)
- (3) 付加価値額＝製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)－原材料使用額等－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)－減価償却額
- (4) 有形固定資産投資総額＝有形固定資産の取得額＋(建設仮勘定の年間増加額－建設仮勘定の年間減少額)

※生産額、付加価値額、有形固定資産投資総額は、従業者 30 人以上の事業所のみ算出した。

4 産業分類の表示

(1) 産業分類中分類の名称

工業統計調査用産業分類は、日本標準産業分類のうち大分類 E・製造業に準拠している。本書では原則として中分類名を略したものをを用いた。下表に中分類番号、略称、産業分類中分類、本市の主な製造品・加工品を示す。

また、下表で中分類番号を網掛けしたものを重化学工業、それ以外を軽工業とした。

工業統計調査用産業分類中分類別略称表

番号	略 称	産業分類中分類	本市の主な製造品・加工品
9	食料品	食料品製造業	冷凍水産食品、肉加工品
10	飲料・たばこ・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業	製茶
11	繊維工業	繊維工業	織物製事務・作業・衛生・スポーツ・学生服
12	木材・木製品	木材・木製品製造業(家具を除く)	木箱、造作材(建具を除く)
13	家具・装備品	家具・装備品製造業	木製家具(漆塗りを除く)
14	パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	その他のパルプ・紙・紙加工品
15	印刷	印刷・同関連業	オフセット印刷(紙に対するもの)
16	化学工業	化学工業	その他の無機化学工業製品、写真感光材料
17	石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	潤滑油・グリース(石油精製によらないもの)
18	プラスチック製品	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック製容器
19	ゴム製品	ゴム製品製造業	工業用ゴム製品
20	なめし革・同製品	なめし革・同製品・毛皮製造業	—
21	窯業・土石	窯業・土石製品製造業	生コンクリート・砕石
22	鉄鋼業	鉄鋼業	伸線(貸加工)
23	非鉄金属	非鉄金属製造業	電線・ケーブル(光ファイバケーブル除く)
24	金属製品	金属製品製造業	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等
25	はん用機械	はん用機械器具製造業	他に分類されないはん用機械・装置、冷凍機・温湿調整装置
26	生産用機械	生産用機械器具製造業	プラスチック加工機械・同附属装置、半導体製造装置
27	業務用機械	業務用機械器具製造業	医療用機械器具
28	電子部品・デバイス・電子回路	電子部品・デバイス・電子回路製造業	その他の電子部品・デバイス・電子回路
29	電気機械	電気機械器具製造業	配電盤、電力制御装置
30	情報通信機械	情報通信機械器具製造業	無線通信機械器具
31	輸送機械	輸送用機械器具製造業	自動車部分品・附属品
32	その他の製造業	その他の製造業	他に分類されないその他の製品

(2) 産業分類細分類の名称

原則として、工業統計調査用産業分類の細分類名末尾の「製造業」を略し、製造品名として表示した。

5 統計表等に用いた記号の用法及び注記

(1) 記号の用法

「 - 」 該当の数値がないもの。

「 0 」 端数の四捨五入による単位未満のもの。

「▲, - 」 負数（マイナス）であることを示す。統計数値の前に付す。

「 X 」 1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所である。

なお、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から数値が判明する箇所は「X」で表示した。

(2) 秘匿の数値の扱い

統計表中の「X」の数値は、総数に含まれている。

(3) 金額の内訳と合計

金額の単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計と合計欄の数値とが一致しない場合がある。

(4) 構成比の内訳と合計

構成比の端数を四捨五入しているため、構成比が0%になる場合や内訳の合計が100%にならない場合がある。

6 その他

(1) この報告書の数値は、静岡県から提供を受けたデータを基に本市が独自集計したものであるため、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。なお、経済産業省が公表する集計値が本調査の確定値となる。

(2) 市町別の数値については、静岡県企画広報部情報統計局統計調査課の公表した「平成25年工業統計調査結果」に基づき本市において編集した。